

登録要件の5つの柱と各施策案

参考資料1

※各施策案は、第3回DMOの機能強化に関する有識者会議「資料3」より抜粋の上、整理

登録要件の5つの柱	登録DMO	インバウンド地方誘客を支えるDMO
(1)観光地経営戦略策定、KGI・KPIの設定	① 観光地経営戦略を策定し、それに沿って事業を推進すべきではないか。	① 観光地経営戦略の柱として、地域に対する戦略の策定を必須とすべきではないか。
	③ 数年の検証期間を経て、地域調達率及び域内への波及効果（額）、地域観光GDPの目標値を設定し、評価すべきではないか。	③ 地域調達率及び域内への波及効果（額）、地域観光GDPの目標値に対して一定程度達成すべきではないか。
	④ シームレスサイトの構築による情報発信・予約・決済機能の提供をすべきではないか。また、それらデータに基づいた観光地経営戦略の策定や改定をすべきではないか。	④ CRM又はDMPを導入し、データを積極的に活用すべきではないか。
(2)戦略に基づく取組の具体化と実施・検証・改善	⑤ インバウンド受入のために必須となる基礎的な受入環境の整備や関係者への働きかけを実施すべきではないか（国際観光振興法に基づく公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置（※）に係る働きかけを含む）。また、基礎的な受入環境の整備率の目標値を設定し、評価すべきではないか。	⑤ 手ぶら観光等の義務化や、基礎的な受入環境整備率の目標値に対して一定程度達成すべきではないか。
	⑥ 自家用有償旅客運送制度等を活用し、観光地における二次交通の活用に積極的に取り組むべきではないか。	⑥ DMO自らが自家用有償旅客運送制度の実施主体、又は二次交通確保のための新たな仕組みを構築すべきではないか。
	⑦ 観光地経営戦略において、ガイド人材の育成や確保に係る戦略を記載し、それに沿って人材育成や人材確保を進めるべきではないか。	⑦ 観光地におけるガイド人材の確保に向けた様々な取組を積極的に導入し、その成果を評価すべきではないか。
	⑪ インバウンドによる広域周遊を促進させるために、運輸局やJNTOと連携して、特にプロモーション、広域データの収集分析、ブロック単位の商品流通、研修機能の4つの機能を強化すべきではないか。	
(3)多様な関係者との体制構築	② 「観光地経営戦略」の合意形成と戦略に基づく取組の実施に関し、多様な関係者を巻き込むべきではないか。	② 戦略策定にあたって、一次産業、二次産業、文化財、国立公園、道の駅等の更なる多様な関係者を巻き込むべきではないか。
(4)観光地域づくり法人の組織の確立	⑧ 組織の意思決定のあり方を明確化するため、意思決定機関を設置すべきではないか。但し、職員数5人以下のDMOにおいては、「観光地域づくり法人の形成・確立計画」にて意思決定のプロセスを明記することで機関設置に代えてはどうか。	
	⑨ DMO職員として具備すべき最低限の知識や能力を保有すべきではないか。そのために、研修制度等を整備し、受講を必須とすべきではないか。	
(5)安定的な運営資金の確保	⑩ 自主財源の調達を加速化するために、自主財源調達率の目標値を設定し、評価すべきではないか。	⑩ 自主財源調達率の目標値に対して一定程度達成すべきではないか。